

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告 示

- 土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定する件 三〇九
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件四件 三〇九
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三一一
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 三一一
- 保安林の指定施業要件を変更する件二件 三一一
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三三二
- 福 島 県 警 察 本 部**
- 一般競争入札を行う件 三三三

告 示

福島県告示第三百三十二号
 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。
 平成二十八年五月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 法第六条第一項の規定により、汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域
- 1 指定する区域
- 田村市大越町上大越字後原一〇番、一四番一、一五番、一六番一及び二〇番の各一部並びに同市大越町上大越字中平六〇番一及び八七番一の各一部
- 2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規

則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 六価クロム化合物、砒素及びその化合物又はふっ素及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 なし

3 指定する区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

二 法第十一条第一項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域

1 指定する区域

田村市大越町上大越字後原一〇番、一四番一、一五番、一六番一及び二〇番の各一部並びに同市大越町上大越字中平八七番一の一部

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 セレン及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 鉛及びその化合物又はふっ素及びその化合物

（水・大気環境課）

福島県告示第三百三十三号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月二十日から同年九月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十八年五月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 リオン・ドール須賀川東 福島県須賀川市仲の町四十番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社小池

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

（変更後）株式会社リオン・ドールビズ

- 代表取締役 小池 信介
福島県会津若松市中町四番二十六号
- 三 変更した年月日
平成二十八年四月一日
- 四 届出年月日
平成二十八年四月二十六日
- 五 届出をした者
株式会社リオン・ドールビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月二十日から同年九月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール郡山東店 福島県郡山市西田町大田字金堀百六十一番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番二十六号

(変更後)

株式会社リオン・ドールビズ

代表取締役 小池 信介
福島県会津若松市中町四番二十六号

- 三 変更した年月日
平成二十八年四月一日
- 四 届出年月日
平成二十八年四月二十六日
- 五 届出をした者
株式会社リオン・ドールビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月二十日から同年九月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドールガーデン船引 福島県田村市船引町字川代七十八ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

(変更後) 株式会社リオン・ドールビズ

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

- 三 変更した年月日
平成二十八年四月一日
- 四 届出年月日
平成二十八年四月二十六日
- 五 届出をした者
株式会社リオン・ドールビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月二十日から同年九月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドールガーデン本宮 福島県本宮市高木字平内六十五ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介
 福島県会津若松市中町四番二十六号
 株式会社リオン・ドールビズ
 (変更後)

代表取締役 小池 信介
 福島県会津若松市中町四番二十六号

- 三 変更した年月日
平成二十八年四月一日
- 四 届出年月日
平成二十八年四月二十六日
- 五 届出をした者
株式会社リオン・ドールビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年五月二十日から同年六月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市商工観光部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十八年五月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール河東ショッピングセンター 福島県会津若松市河東町南高野字向原 一―一―ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
 - 1 市道河三―百十八号線に面する入口(入口専用)においては、交差点からの距離が短く、滞留による交通渋滞や混雑が交通事故の原因となることが予想されることから適切な指導を行うなど、交通安全に対して十分に配慮し、必要な対策を施すこと。
 - 2 当該入口が住宅と近接していることから、歩行者等の安全に対しても十分に配慮し、場合により必要な対策を施すこと。
 - 3 納入業務のみならず、来店者に対してもアイドリングストップの啓蒙を行うなど、周辺住民に対する騒音・光害への十分な対策を行うこと。特に夜間の営業時間では、その対策を徹底すること。
 - また、騒音規制法による届出等、法令を遵守すること。
 - 4 出店後においても、周辺地域の生活環境保持に関する苦情や要望などの問題が発生した際には、速やかに誠意ある対応を行うこと。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 - 1 意見の提出者

個人 一名
 2 意見の概要

A棟南側に新設する従業員駐車場は住宅に面しているため、騒音に関して周辺の住宅に影響が及ばない位置に変更して欲しい。
 ショッピングセンター新設時から、荷さばき施設でのアイドリングストップを要望しているが、改善されない。
 従業員駐車場でのアイドリングや自動車のドア開閉について、数年前から騒音が発生し迷惑している。
 騒音予測地点について、音源発生地点とより近い住居で設定すべきではないか。臭気防止のため、排気口の位置を住宅地に向けないよう考慮して欲しい。
 (商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十八年五月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市遠野町大平字石畑七二の二、七二の四六、一八二の二、一八三、一八五の三、一八四、一八五の四、遠野町滝字椿坊一―三の二、一三三、一三三の二、一三三の三、一三三の四、一四三、一四三の二、一四三の三、一四三の四、一四三の五、一四三の六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施設要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
 - (二) いわき市遠野町大平字石畑一八二の二、一八三、一八五の三、一八四、一八五の四
 - (三) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (四) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字熊倉字後口山七〇八の一五から七〇八の二一まで、七〇八の三

二 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、只見町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡鮫川村大字西山字強滝一五

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

公 告

公告第百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十八年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月二十五日

二 名称

特定非営利活動法人いな夢クラブ

三 代表者の氏名

馬場 要助

四 主たる事務所の所在地

福島県南会津郡南会津町古町字館跡九百九十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県南会津郡南会津町伊南地域を中心として、健康増進、地域コミュニティの促進、豊かな高齢者社会の創造及び青少年の健全育成等に関する事業を行い、健康な地域社会の実現に寄与することを目的とする。
（文化振興課）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第58号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察電子情報統合システム用機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年5月20日

福島県警察本部長 石田 勝彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 福島県警察電子情報統合システム用機器 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成29年1月1日から平成33年12月31日まで
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年6月13日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、平成28年5月20日（金）から同年6月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 平成28年6月30日（木）午前11時00分
 - (2) 場所 福島県庁本庁舎4階本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年6月29日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Fukushima Prefectural Police Electronic Information Integrated System Equipment 1set(including related costs concerning emplacement, installation and removal of the system, installing, setting, adjustment and transition of the system, system formulation, tests of the system, maintenance, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00a.m., 30 June 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 29 June 2016
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)